

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る
権利の放棄に関する条例案要綱

1 制定の理由

滋賀県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めるため、滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、保証協会に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進に資することを目的とすることとします。(第 1 条関係)
- (2) この条例における用語の意義を定めることとします。(第 2 条関係)
- (3) 回収納付金を受け取る権利の放棄に関する手続を定めることとします。(第 3 条関係)
- (4) 知事は、回収納付金を受け取る権利の放棄をしたときは、議会に報告しなければならないこととします。(第 4 条関係)
- (5) この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとします。(第 5 条関係)
- (6) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を 受け取る権利の放棄に関する条例の制定について

商工観光労働部中小企業支援課

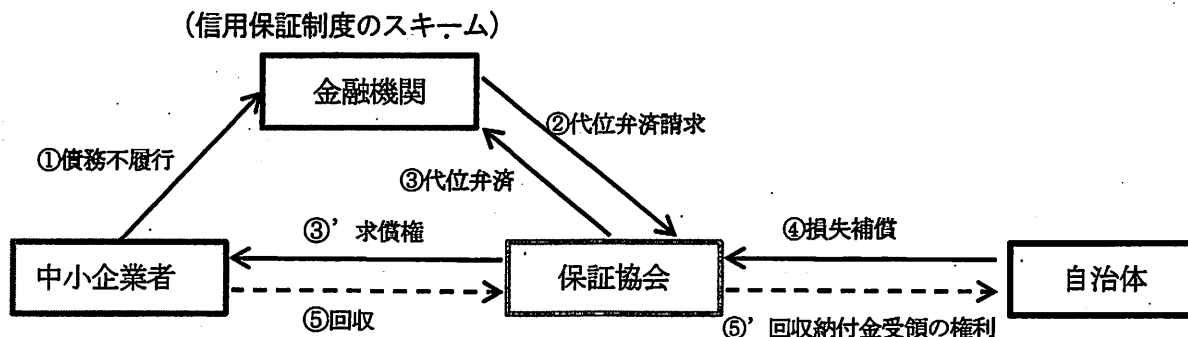
1 条例の制定趣旨

中小企業の事業再生の局面では、中小企業再生支援協議会等の中立的な機関の支援の下で、取引金融機関等が協調して事業再生計画を直ちに実行に移すことが必要である。

保証付き融資のうち、県が信用保証協会に損失補償を行っているものの再建においても機動性が求められることから、信用保証協会からの申し出に基づき知事が回収納付金を受け取る権利を放棄することができるよう条例を制定するもの。

権利放棄の対象とする再生計画は、産業競争力強化法等の法的根拠を持つもので、中小企業の再生支援の促進に資すると認められるものに限定し、権利放棄を行った場合には、県議会に報告することとする。

条例制定により、事業再生計画の迅速な対応が可能となり、地域に密着した中小企業の事業再生が促進し、地域の雇用が守られる。



2 国等からの要望等の経過

平成 20 年 7 月 中小企業庁長官から求償権の放棄等の承認を行うための条例制定について都道府県に対し要請

平成 27 年 6 月 中小企業庁長官他 3 者の 4 者連名で都道府県に条例制定を要請

平成 27 年 7 月 日本商工会議所から国に対して条例制定を自治体に働きかけるよう要請

平成 29 年 2 月 滋賀県信用保証協会が条例制定について県に要望書提出

3 求償権放棄の対象とする再生計画（根拠法令）

次の再生計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該中小企業者の事業再生の促進に資するものと認めるときは、回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとする。

- (1) 中小企業再生支援協議会が策定を支援した再生計画（産業競争力強化法）
- (2) 中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が出資する投資事業有限責任組合の支援または中小機構の支援に基づき策定された再生計画（産業競争力強化法）
- (3) 特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生計画（産業競争力強化法）
- (4) 株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された再生計画（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）
- (5) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく再生計画（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律）
- (6) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定または特定支援決定した再生計画（株式会社地域経済活性化支援機構法）